

法務省民商第439号

令和4年9月21日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

(公 印 省 略)

労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて(通知)
労働者協同組合法(令和2年法律第78号)が令和2年12月11日に、労働者協同組合法等の一部を改正する法律(令和4年法律第71号。以下「改正法」という。)が本年6月17日に、労働者協同組合法施行令(令和4年政令第209号。以下「施行令」という。)及び労働者協同組合法施行規則(令和4年厚生労働省令第89号。以下「施行規則」という。)が本年5月27日に、労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第113号)が本年8月23日に、それぞれ公布され、いずれも本年10月1日から施行されますが、これらに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは改正法による改正後の労働者協同組合法を、「商登法」とあるのは商業登記法(昭和38年法律第125号)を、「組登令」とあるのは施行令による改正後の組合等登記令(昭和39年政令第29号)を、「商登規」とあるのは商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)を、「法登規」とあるのは各種法人等登記規則(昭和39年法務省令第46号)をいいます。

記

第1 本通知の趣旨

本通知は、法等の施行に伴い、労働者協同組合、労働者協同組合連合会、

特定労働者協同組合及び企業組合又は特定非営利活動法人から労働者協同組合への組織変更について、法人登記事務処理上留意すべき事項を明らかにしたものである。なお、法等の規定による登記に関する登記記録例は、別添のとおりである。

第2 労働者協同組合

1 設立

(1) 設立の主な手続

ア 定款の作成等

労働者協同組合（以下「組合」という。）を設立するには、その組合員（組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人）になろうとする3人以上の者が発起人となり、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならないとされた（法第22条、第23条）。

イ 定款の記載又は記録事項

定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならないとされた（法第29条第1項）。

なお、組合は労働者派遣事業を行うことはできないとされている（法第5条第2項、施行令第1条）。

(ア) 事業

(イ) 名称

(ウ) 事業を行う都道府県の区域

(エ) 事務所の所在地

(オ) 組合員たる資格に関する規定

(カ) 組合員の加入及び脱退に関する規定

(キ) 出資1口の金額及びその払込みの方法

(ク) 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

(ケ) 準備金の額及びその積立ての方法

(コ) 就労創出等積立金に関する規定

(サ) 教育繰越金に関する規定

(シ) 組合員の意見を反映させる方策に関する規定

(ス) 役員の数及びその選挙又は選任に関する規定

(セ) 事業年度

(ソ) 公告方法（法又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）

また、上記(ア)から(ソ)までに掲げる事項のほか、組合は、組合の存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載し、又は記録しなければならないとされた（法第29条第2項）。

さらに、上記(ア)から(ソ)までに掲げる事項及び法第29条第2項の事項のほか、組合の定款には、法の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項で法に違反しないものを記載し、又は記録することができることとされた（同条第7項）。

ウ 名称

組合は、その名称中に労働者協同組合という文字を用いなければならないが、また、組合でない者は、その名称中に労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされた（法第4条第1項、同条第2項）。

エ 同一の所在場所における同一の名称の登記の禁止

組合の登記は、その名称が他の組合の既に登記した名称と同一であり、かつ、その主たる事務所の所在場所が当該他の組合に係る主たる事務所の所在場所と同一であるときは、することができない（組登令第25条において準用する商登法第27条）。

オ 公告方法

組合は、上記イ(ソ)の公告方法として、①当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、②官報に掲載する方法、③時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は④電子公告による方法のいずれかの方法を定款に定めることができるとされた（法第29条第3項）。

なお、④の方法により公告する場合の公告期間は法第29条第5項に定めるところによるとされた。

カ 創立総会の開催

(ア) 定款の承認

発起人が作成した定款の承認は、創立総会の議決によらなければならないとされた（法第23条第3項）。

また、創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の3分の2以上で決するとされた（法第23条第5項）。

(イ) 設立当時の役員選挙等

組合には、役員として理事及び監事を置き、設立当時の役員は、創立総会において選挙するとされ（法第32条第1項、同条第3項ただし書）、ただし、定款で定めることにより、創立総会において選任することもできるとされた（同条第12項）。

理事の定数は3人以上と、監事の定数は1人以上とされ（法第32条第2項）、設立当時の理事は、組合員になろうとする者でなければならないとされた（同条第4項）。ただし、組合員の総数が20人を超えない組合には、定款で定めるところにより、監事に代えて、理事以外の全ての組合員をもって組織する組合員監査会を置くことができるとされた（法第54条第1項）。

設立当時の役員任期は、創立総会において定める期間とされ、その期間は、1年を超えてはならないとされた（法第36条第3項）。

設立当時の役員選挙は、創立総会において無記名投票によって行くとされ（法第32条第3項ただし書、同条第7項）、投票は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たもの1人につき1票とされた（法第23条第5項、第32条第3項ただし書、同条第8項）。

なお、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって選挙を行うことができ、この場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを創立総会に諮り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とするとされた（法第32条第9項、同条第10項）。

(ウ) 創立総会の議事録

創立総会の議事については、以下の事項を内容とする議事録を作成しなければならないとされた（法第23条第7項、施行規則第4条第3項）。

- a 創立総会が開催された日時及び場所
- b 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
- c 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の名
- d 創立総会の議長の氏名
- e 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名

キ 理事への事務引継

発起人は、設立当時の理事を選任したときは、遅滞なく、その事務を当該理事に引き渡さなければならないとされた（法第24条）。

ク 出資の第1回の払込み

設立当時の理事は、上記キによる事務の引渡しを受けたときは、遅滞なく、組合員となろうとする者に対し出資の第1回の払込み（出資1口につき、その金額の4分の1を下ることはできない。）をさせなければならないとされた（法第25条第1項、同条第2項）。

なお、金銭出資だけでなく現物出資も可能であるが、現物出資者は、第1回の払込みの期日に、現物出資の目的である財産の全部を給付しなければならないとされた（法第25条第3項）。

ケ 組合の成立

組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するとされた（法第26条）。

(2) 設立の登記の手續

組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならないとされ（法第5条第1項）、組合の登記については、組登令の定めるところによることとされた（組登令第1条、組登令別表。以下全ての登記の手續で同じ。）。

ア 登記期間

設立の登記は、組合の主たる事務所の所在地において、出資の払込みが終了した日から2週間以内にしなければならない（組登令第2条第1項）。

イ 登記すべき事項

組合の主たる事務所の所在地において登記すべき事項は、次のとおりである（組登令第2条第2項、組登令別表労働者協同組合の項登記事項の欄）。

(ア) 目的及び業務

具体的には、組合の行う事業を記載することになる。なお、上記(1)のイのとおり、組合は労働者派遣事業を行うことはできないとされている。

(イ) 名称

(ウ) 事務所の所在場所

(エ) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

(オ) 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

(カ) 出資1口の金額及びその払込みの方法

(キ) 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額

(ク) 公告の方法

(ケ) 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項

ウ 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）のほか、次の書面を添付しなければならない（組登令第16条第2項、同条第3項）。

(ア) 定款

(イ) 組合を代表すべき者の資格を証する書面

具体的には、理事会により設立当時の代表理事が選定される場合は、設立当時の理事を選挙又は選任した創立総会の議事録、当該理事会の議事録並びに代表理事が理事及び代表理事の就任を承諾したことを証する書面がこれに該当する。

(ウ) 出資の総口数を証する書面

具体的には、組合員の出資引受書がこれに該当する。

(エ) 出資の第1回の払込み又は出資の全額の払込みのあったことを証する書面

具体的には、代表理事の交付した領収書の控え等がこれに該当する。

(オ) 現物出資のある場合、出資の目的たる財産の給付があったことを証する書面

具体的には、財産の引継書等がこれに該当する。

エ 印鑑届書の提出

設立の登記申請を書面申請で行う場合又は委任状が書面であるときは、登記の申請書に押印すべき者である設立当時の代表理事は、登記申請と共に、印鑑届書及び市区町村長作成の印鑑証明書を提出する方法により、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

2 組合の機関

(1) 総論

組合には、総会のほか、3人以上の理事及び1人以上の監事を置かなければならないとされた（法第32条第2項）。ただし、組合員の総数が20人を超えない組合には、定款で定めるところにより、監事に代えて、組合員監査会を置くことができるとされた（法第54条第1項、同条第2項）。

また、組合には、理事会を置かなければならず（法第39条第1項）、理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならないとされた（法第42条第1項）。

なお、登記すべき事項は、代表理事の氏名、住所及び資格であり（組登令第2条第2項第4号）、それ以外の機関に関して登記すべき事項はない。

(2) 総会

ア 総会の権限

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならないとされた（法第63条第1項）。

(ア) 定款の変更

(イ) 規約の設定、変更又は廃止（ただし、軽微な事項等の変更を除く。）

(ウ) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

(エ) 組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（法第63条第1項第4号イ及びロのいずれにも該当する場合における譲渡に限

る。)

(オ) 労働者協同組合連合会への加入又は労働者協同組合連合会からの脱退

(カ) その他定款で定める事項

イ 議決権

組合員は、各 1 個の議決権を有するとされた（法第 11 条第 1 項）。

ウ 決議要件

(ア) 普通決議

総会の決議は、法又は定款若しくは規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数をもって行う（以下「普通決議」という。）とされた（法第 64 条第 1 項）。

(イ) 特別決議

次に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決（以下「特別決議」という。）が必要とされた（法第 65 条）。

a 定款の変更

b 組合の解散又は合併

c 組合員の除名

d 事業の全部の譲渡

e 法第 9 条第 3 項ただし書の承諾

f 法第 45 条第 5 項の規定による責任の免除

エ 議事録

総会の議事については、以下の事項を内容とする議事録を作成しなければならないとされた（法第 69 条第 1 項、施行規則第 69 条第 3 項）。

(ア) 総会が開催された日時及び場所（当該総会の場所を定めた場合に限る、当該場所に存しない役員又は組合員が当該総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該総会の場所を定めなかった場合に限る。）

(イ) 総会の議事の経過の要領及びその結果

(ウ) 監事の選任若しくは解任又は辞任などに関する意見又は発言の内容の概要

- (エ) 総会に出席した役員の氏名
- (オ) 総会の議長の氏名
- (カ) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

オ 総代会の設置

組合員の総数が200人を超える組合は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができることとされた（法第71条第1項）。また、総会に関する規定は、総代会について準用することとされた（同条第6項）。

(3) 役員

ア 総論

(ア) 役員の種類

役員は、理事及び監事とされた（法第32条第1項）。

(イ) 役員の不格事由

次に掲げる者は、役員となることができないとされた（法第35条、施行規則第8条）。

a 法人

b 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

c この法律等の法令に違反し、刑に処せられてから2年を経過していない者等

d 暴力団の構成員等

(ウ) 役員を選任

役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙するが（法第32条第3項）、定款で定めるところにより、総会において選任することもできるとされた（同条第12項）。

(エ) 役員解任

役員は、定款又は規約に別段の定めがある場合を除き、総会の普通決議で、いつでも解任することができる。

(オ) 役員に欠員が生じた場合等の措置

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、3月以内に補充しなければならないとされた（法第32条第6項）。また、法又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、

任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（一時役員としてその職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有するとされた（法第37条第1項）。

法又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合において、組合の主たる事務所の所在地を管轄する行政庁（法第90条第1項の場合を除いては、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事をいう（法第132条）。以下第3を除き同じ。）は、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、組合員その他の利害関係人の請求により又は職権で、一時役員として役員の職務を行うべき者を選任することができる（法第37条第2項）。

イ 理事に関する規律

(ア) 理事の業務等

理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならないとされた（法第38条第1項）。また、理事は組合員でなければならないとされ、いわゆる外部理事は認められない（法第32条第4項）。

(イ) 理事の任期

理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とされた（法第36条第1項）。

ウ 監事等に関する規律

(ア) 監事の業務等

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならないとされた（法第38条第2項）。

また、監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならないとされ（法第43条）、事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が1000人を超える組合（施行令第2条第1項。例外について、同条第2項及び第3項参照）では、少なくとも1人のいわゆる外部監事を置くことが義務付けられた（法第32条第5項）。

(イ) 監事の任期

監事の任期は、4年以内において定款で定める期間とされた（法第36条第2項）。

(ウ) 組合員監査会の業務等

組合員の総数が20人を超えない組合に限り、監事を置かない代わりに、理事以外の全ての組合員で組織する組合員監査会を設け、理事の職務執行を監査することができることとされた（法第54条第1項、同条第3項）。組合員監査会は、監査報告を作成しなければならないとされ（同条第3項）、また、監査会での決議は、監査会員の過半数をもって行い、議事録を作成する義務があるとされた（法第55条第1項、同条第4項）。

(4) 理事会

ア 理事会の権限

組合では、全ての理事で組織される理事会が必置機関であり（法第39条第1項、同条第2項）、組合の業務執行については、理事会で決定されるとされた（同条第3項）。また、理事会は、理事の中から代表理事を選定するとされた（法第42条第1項）。

イ 決議要件

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行うとされた（法第40条第1項）。

ウ 議事録

理事会の議事については、以下の事項を内容とする議事録を書面又は電磁的記録によって作成しなければならないとされ、また、理事会に出席した理事及び監事は、理事会の議事録に署名し、又は記名押印しなければならないとされた（法第41条第1項、施行規則第11条第3項）。

(ア) 理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事が当該理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該理事会の場所を定めなかった場合に限る。）

(イ) 理事会が監事等の請求を受けて招集されたとき等は、その旨

(ウ) 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(エ) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があると

きは、当該理事の氏名

(オ) 理事が競業取引に関してした報告その他理事会において述べられた一定の意見又は発言の内容の概要等

(カ) 理事会に出席した役員又は組合員の氏名

(キ) 理事会の議長の氏名

エ 理事会の決議の省略

組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができるとされた（法第40条第4項）。また、理事会の決議があったものとみなされた場合には、決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を書面又は電磁的記録によって作成しなければならないとされた（施行規則第11条第4項）。

(5) 代表理事

ア 代表理事の業務等

代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するとされ、この権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとされた（法第42条第2項、同条第3項）。

イ 代表理事の選定

代表理事は、理事会により、理事の中から選定しなければならないとされた（法第42条第1項）。

ウ 代表理事に欠員が生じた場合の措置

代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事（一時代表理事としてその職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有するとされた（法第42条第5項、第37条第1項）。

代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合において、組合の主たる事務所の所在地を管轄する行政庁は、事務

が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、組合員その他の利害関係人の請求により又は職権で、一時代表理事として代表理事の職務を行うべき者を選任することができる（法第42条第5項、第37条第2項）。

なお、一時代表理事が選任された場合、仮代表理事として登記されることとなる（組登令第3条第1項）。

(6) 代表理事に関する登記の手續

ア 代表理事の就任による変更の登記

(ア) 登記期間

代表理事が就任した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならない（組登令第3条第1項）。

(イ) 登記すべき事項

登記すべき事項は、代表理事の氏名及び住所並びに就任年月日である。

(ウ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）のほか、次の書面を添付しなければならない。

- a 代表理事に選定された理事を選任した総会（総会に代わって総代会を設けている組合においては、総代会。以下同じ。）の議事録（組登令第17条第1項）
- b 代表理事を選定した理事会の議事録（組登令第17条第1項）
- c 代表理事が理事及び代表理事の就任を承諾したことを証する書面（組登令第17条第1項）
- d 変更前の代表理事が登記所に提出している印鑑が理事会の議事録に押印されている場合を除き、出席した理事及び監事が代表理事の選定に係る理事会の議事録に押印した印鑑に係る市区町村長作成の印鑑証明書（法登規第5条、商登規第61条第6項第3号）

(エ) 印鑑届書の提出

代表理事の変更の登記を書面申請で行う場合又は委任状が書面であるときは、登記の申請書に押印すべき者である新代表理事は、登

記申請と共に、印鑑届書及び市区町村長作成の印鑑証明書を提出する方法により、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

イ 代表理事の退任による変更の登記

(ア) 登記期間

代表理事が退任した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならない（組登令第3条第1項）。

(イ) 登記すべき事項

登記すべき事項は、退任の旨（退任事由）及び退任年月日である。

(ウ) 添付書面

登記の申請書には、退任事由に応じ、次の書面を添付しなければならない（組登令第17条第1項）。

a 死亡の場合

戸籍謄抄本、死亡診断書、住民票の写し、遺族等からの組合に対する死亡届出等

b 辞任の場合

辞任届及び辞任する代表理事が登記所に提出している印鑑が辞任届に押印されている場合を除き、辞任届に押印した印鑑に係る市区町村長作成の印鑑証明書（法登規第5条、商登規第61条第8項）

c 解任の場合

代表理事を解任した理事会の議事録

d 任期満了の場合

改選の際の総会の議事録（任期満了により退任した旨の記載があるものに限る。）

e 資格喪失の場合

理事の資格喪失の事由を証する書面

ウ 代表理事の氏名又は住所の変更の登記

(ア) 登記期間

代表理事の氏名又は住所に変更があった日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならない（組登令第3条第1項）。

(イ) 登記すべき事項

登記すべき事項は、変更後の氏名又は住所及び変更年月日である。

(ウ) 添付書面

代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）のほか、添付書面を要しない。ただし、氏の変更の登記申請と同時に旧氏の記録の申出をする場合には、これを証する書面の添付が必要となる（法登規第5条において準用する商登規第81条の2第3項第1号）。

3 解散及び清算

(1) 解散の事由

組合は、次の事由によって解散するとされた（法第80条）。

ア 総会の決議

イ 組合の合併（合併により当該組合が消滅する場合に限る。）

ウ 組合についての破産手続開始の決定

エ 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

オ 行政庁による解散の命令

カ 組合員が3人未満になり、そのなった日から引き続き6月間その組合員が3人以上にならなかった場合

(2) 清算の主な手続

ア 清算組合の機関

清算をする組合（以下「清算組合」という。）は、総会、3人以上の清算人、1人以上の監事（例外について、上記2の(1)）のほか、清算人会を置かなければならないとされた（法第32条第1項、第93条、第94条第2項において準用する法第39条）。

イ 清算人及び代表清算人

(ア) 清算組合の代表及び業務執行

清算組合の代表及び業務執行は、代表清算人によるとされた（法第94条第2項において準用する法第42条第2項）。

(イ) 清算人の選任

合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事がその清算人になるとされ、ただし、総会において理事以外の者を選任することも可能とされた（法第93条）。

また、これらにより清算人となる者がいないときは、利害関係人の申立てにより裁判所が選任するものとされた（法第94条第1項において準用する会社法（平成17年法律第86号）第478条第2項）。

(ウ) 代表清算人の選定

解散する組合の理事が清算組合の清算人となる場合は、代表理事が代表清算人になるとされ（法第94条第1項において準用する会社法第483条第4項）、解散する組合の理事以外の者が清算組合の清算人となる場合は、清算人会で選定された者が代表清算人になるとされた（法第94条第1項において準用する法第42条第1項）。

また、清算人が裁判所により選任されたときは、裁判所が代表清算人を定めることができるとされた（法第94条第1項において準用する会社法第483条第5項）。

(エ) 任期

清算人及び代表清算人については、任期の上限はない。

(オ) 解任

清算人にあつては定款又は規約に別段の定めがある場合を除き、総会の普通決議で、代表清算人にあつては清算人会の決議で、それぞれいつでも解任することができる。

(カ) 清算人及び代表清算人に欠員を生じた場合の措置

清算人及び代表清算人に欠員が生じた場合の措置については、理事及び代表理事に欠員を生じた場合と同様である（法第94条第2項において準用する法第37条第1項、第42条第5項）。

ウ 監事

解散前の監事が、清算手続中も監事となる。

エ 清算人会

清算人会の議事録及び清算人会の決議の省略の制度については、理事会の場合と同様である（法第94条第2項において準用する法第41条第1項、第40条第4項）。

(3) 申請による解散及び代表清算人の就任による変更の登記の手続

ア 登記期間等

組合が解散したときは、上記(1)のイ、ウ又はオによる解散の場合を除き、2週間以内に、主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない(組登令第7条)。なお、組合が行政庁の解散命令により解散した場合は、当該行政庁から解散の登記の嘱託がされる(組登令第14条第4項)。

代表清算人が就任したときは、2週間以内に、代表清算人の就任による変更の登記をしなければならない(組登令第2条第1項)。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、次のとおりである。

(ア) 解散の旨並びにその事由及び年月日(組登令第25条において準用する商登法第71条第1項)

(イ) 代表清算人の氏名及び住所並びに就任年月日

ウ 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面(組登令第25条において準用する商登法第18条)のほか、次の書面を添付しなければならない。

(ア) 解散の事由の発生を証する書面(組登令第19条)

解散の事由に応じて、次の書面がこれに該当する。

a 総会の特別決議による解散の場合には、当該決議をした総会の議事録

b 定款で定めた解散の事由の発生による解散の場合には、当該事由の発生を証する書面

c 組合員の減少による解散の場合には、組合員の減少を証する書面

(イ) 代表清算人の就任を証する書面(組登令第17条第1項)

就任根拠に応じて、次の書面がこれに該当する。

a 解散する組合の代表理事が代表清算人となる場合には、特段書面の添付を要しない。

b 総会において理事以外の者を清算人として選任した場合には、当該総会の議事録、清算人会の議事録及び就任を承諾したことを証する書面

c 裁判所が選任した者が代表清算人となる場合には、その選任決

定書

エ 印鑑届書の提出

解散の登記及び代表清算人の就任による変更の登記を書面申請で行う場合又は委任状が書面であるときは、印鑑提出者の資格が代表理事から代表清算人に変更になるため、登記の申請書に押印すべき者である代表清算人は、登記申請と共に、印鑑届書及び市区町村長作成の印鑑証明書を提出する方法により、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

オ 解散の登記に伴う職権抹消

解散の登記をしたときは、登記官は、職権で、代表理事に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない（法登規第5条において準用する商登規第72条第1項）。

(4) 休眠組合のみなし解散

最後の登記後5年を経過した組合（以下「休眠組合」という。）については、行政庁が当該休眠組合に対し2か月以内に行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告し、当該休眠組合がその公告の日から2か月以内に届出をしないとき（当該期間内に登記がされたときを除く。）は、その期間の満了の時に解散したものとみなすとされた（法第81条第1項）。また、行政庁は、この公告をした場合には、当該休眠組合に対し、その旨の通知を発しなければならないとされた（同条第2項）。

この場合における解散の登記は、行政庁が囑託しなければならない（組登令第14条第4項）。

(5) 組合の継続

組合は、総会の決議又は定款で定める存続期間の満了若しくは解散事由の発生により解散した場合（休眠組合のみなし解散により解散したものとみなされた場合を含む。）には、その清算が終了するまで（解散したものとみなされた場合にあつては、解散したものとみなされた後3年以内に限る。）、総会の特別決議によって、組合を継続することができるとされた（法第82条第1項、同条第2項）。

(6) 継続の登記の手続

ア 登記期間

組合が継続したときは、2週間以内に、主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない（組登令第7条の2）。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、継続の旨及びその年月日である。また、定款で定めた存続期間又は解散の事由を変更し、又は廃止した場合には、その変更の登記もしなければならない。

更に、組合を継続する場合には、代表理事を選定し、代表理事の就任による変更の登記もしなければならない（昭和25年1月30日付け民事甲第72号民事局長通達参照）。

ウ 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）のほか、組合継続の決議をした総会の議事録を添付しなければならない。

そのほか、代表理事の就任による変更の登記の添付書面は、上記2の(6)のアの(ウ)のとおりである。

エ 印鑑届書の提出

継続の登記を書面申請で行う場合又は委任状が書面であるときは、印鑑提出者の資格が代表清算人から代表理事に変更になるため、登記の申請書に押印すべき者である代表理事は、登記申請と共に、印鑑届書及び市区町村長作成の印鑑証明書を提出する方法により、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

4 合併

(1) 総論

組合は、他の組合と吸収合併（組合が他の組合とする合併であって、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下同じ。）又は新設合併（2以上の組合がする合併であって、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下同じ。）をすることができる（法第84条、第85条）。

(2) 吸収合併の主な手続

ア 吸収合併契約の締結

組合が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次の事項

を定めなければならないとされた（法第84条）。

(ア) 当事組合の名称及び住所

(イ) 吸収合併後存続する組合（以下「吸収合併存続組合」という。）

の出資1口の金額

(ウ) 吸収合併により消滅する組合（以下「吸収合併消滅組合」という。）

の組合員に対する出資の割当てに関する事項

(エ) 吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め

(オ) 効力発生日

イ 吸収合併契約の承認

吸収合併消滅組合及び吸収合併存続組合は、効力発生日の前日までに、総会の特別決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならないとされた（法第65条第2号、第86条第3項、第87条第3項）。

ただし、吸収合併消滅組合の総組合員の数が吸収合併存続組合の総組合員の数の5分の1を超えない場合であって、かつ、吸収合併消滅組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額の5分の1を超えない場合の合併においては、吸収合併存続組合は、総会の決議を経ないで合併することもできるとされた（法第87条第3項ただし書。ただし、同条第4項、同条第5項も参照）。

ウ 債権者保護手続

組合は、吸収合併をする旨、債権者が一定の期間内（1か月を下ることができない。）に異議を述べることができる旨を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならないとされた（法第86条第5項及び法第87条第7項において準用する法第73条第2項）。ただし、当該組合がこの公告を官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告は不要とされた（法第86条第5項及び第87条第7項において準用する法第73条第3項）。

また、債権者が上記期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、合併について承認をしたものとみなすとされた（法第86条第

5項及び第87条第7項において準用する法第73条第4項)。

エ 合併の効果

吸収合併の効力は、吸収合併契約において定められた効力発生日(法第84条第5号)に生ずるとされ、吸収合併存続組合は、効力発生日に、吸収合併消滅組合の権利義務(当該吸収合併消滅組合が行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継するとされた(法第90条第1項)。

吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により効力発生日を変更することができ、この場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならないとされた(法第86条第6項、同条第7項)。

(3) 吸収合併の登記の手續

ア 登記期間等

組合が吸収合併をするときは、合併に必要な手續が終了した日から2週間以内に、吸収合併存続組合の主たる事務所の所在地において、吸収合併存続組合の変更の登記申請と吸収合併消滅組合の解散の登記申請を、同時にしなければならない(組登令第8条第1項、組登令第25条において準用する商登法第82条)。

イ 吸収合併存続組合の変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、次のとおりである。

- a 変更後の出資の総口数、払い込んだ出資の総額及び変更年月日
- b 合併の年月日、合併をした旨並びに吸収合併消滅組合の名称及び主たる事務所(組登令第25条において準用する商登法第79条)

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面(組登令第25条において準用する商登法第18条)のほか、次の書面を添付しなければならない(組登令第17条第1項、第20条)。

- a 吸収合併契約書
- b 合併契約を承認した吸収合併存続組合の総会の議事録
- c 合併契約を承認した吸収合併消滅組合の総会の議事録
- d 吸収合併存続組合の出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更を証する書面
- e 債権者に対する公告及び各別の催告をしたことを証する書面
(公告を官報のほか定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは、これらの方法による公告をしたことを証する書面)
- f 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- g 吸収合併消滅組合の登記事項証明書(申請書を提出する登記所の管轄区域内に吸収合併消滅組合の主たる事務所がある場合及び申請書に当該吸収合併消滅組合の会社法人等番号を記載した場合を除く。)

ウ 吸収合併消滅組合の解散の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日である(組登令第25条において準用する商登法第71条第1項)。

(イ) 添付書面

代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面(組登令第25条において準用する商登法第18条)を含め、一切の添付書面を要しない(組登令第25条において準用する商登法第82条第4項)。

(4) 新設合併の主な手続

ア 新設合併契約の締結

組合が新設合併をする場合には、新設合併契約において、次の事項を定めなければならないとされた(法第85条)。

(ア) 新設合併により消滅する組合(以下「新設合併消滅組合」という。)

の名称及び住所

(イ) 新設合併により設立する組合(以下「新設合併設立組合」という。)

の事業、名称、主たる事務所の所在地及び出資 1 口の金額

(ウ) 新設合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項

(エ) 新設合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め

イ 新設合併契約の承認

新設合併消滅組合は、総会の特別決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならないとされた（法第 65 条第 2 号、第 88 条第 3 項）。

ウ 債権者保護手続

新設合併消滅組合がしなければならない債権者保護手続は、吸収合併の場合と同様である（法第 88 条第 5 項において準用する法第 73 条）。

エ 合併の効果

新設合併設立組合は、その成立の日に、新設合併消滅組合の権利義務（当該新設合併消滅組合が行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継するとされた（法第 90 条第 2 項）。

(5) 新設合併の登記の手続

ア 登記期間等

組合が新設合併をするときは、合併に必要な手続が終了した日から 2 週間以内に、新設合併設立組合の主たる事務所の所在地において、新設合併による設立の登記申請と新設合併による解散の登記申請を、同時にしなければならない（組登令第 8 条第 1 項、組登令第 25 条において準用する商登法第 82 条）。

イ 新設合併設立組合の設立の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、次のとおりである。

a 上記 1 の (2) のイの (ア) から (ケ) までに掲げる事項

b 合併をした旨並びに新設合併消滅組合の名称及び主たる事務所（組登令第 25 条において準用する商登法第 79 条）

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を

証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）のほか、次の書面を添付しなければならない（組登令第16条第2項、同条第3項、第21条）。

a 新設合併契約書

b 合併契約を承認した新設合併消滅組合の総会の議事録

c 新設合併設立組合の定款

d 新設合併設立組合を代表すべき者の資格を証する書面

理事会により設立当時の代表理事が選定される場合には、設立当時の理事を選任した創立総会の議事録、当該理事会の議事録並びに理事及び代表理事の就任を承諾したことを証する書面がこれに該当する。

e 出資の総口数及び出資の払込みがあったことを証する書面

f 新設合併消滅組合の債権者に対する公告及び各別の催告をしたことを証する書面（公告を官報のほか定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは、これらの方法による公告をしたことを証する書面）

g 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

h 新設合併消滅組合の登記事項証明書（申請書を提出する登記所の管轄区域内に新設合併消滅組合の主たる事務所がある場合及び申請書に当該新設合併消滅組合の会社法人等番号を記載した場合を除く。）

ウ 新設合併消滅組合の解散の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日である（組登令第25条において準用する商登法第71条第1項）。

(イ) 添付書面

代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）を含め、一切の添付書面を要しない（組登令第25条において準用する商登法第82条第4項）。

エ 印鑑届書の提出

新設合併による設立の登記申請を書面申請で行う場合又は委任状が書面であるときは、登記の申請書に押印すべき者である代表理事は、登記申請と共に、印鑑届書及び市区町村長作成の印鑑証明書を提出する方法により、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

5 その他

(1) 出資1口の金額の減少

ア 手続

出資1口の金額を減少する場合には、総会の特別決議で定款の変更を議決し、変更の登記をしなければならないとされた（法第72条第1項、組登令第17条第1項）。

また、組合は、出資1口の金額を減少する旨、債権者が一定の期間内（1か月を下ることができない。）に異議を述べることができる旨を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならないとされた（法第73条第2項）。ただし、当該組合がこの公告を官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告は不要とされた（同条第3項）。

イ 出資1口の金額の減少の登記

(ア) 登記期間

出資1口の金額の減少が生じた日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない（組登令第3条第1項）。

なお、払い込んだ出資の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から4週間以内にすれば足りるとされているが（組登令第3条第2項）、出資1口の金額の減少の登記と同時に払い込んだ出資の総額に変更が生じた場合、出資1口の金額の減少と同時に払い込んだ出資の総額の変更の登記をしても差し支えない。

(イ) 登記すべき事項

変更後の出資1口の金額及び変更年月日（払い込んだ出資の総額の変更の登記をする場合には、変更後の払い込んだ出資の総額及び変更年月日を含む。）である。

(ウ) 添付書面

登記の申請書（同時に払い込んだ出資の総額の変更の登記をする場合を含む。）には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）のほか、次の書面を添付しなければならない（組登令第17条）。

- a 定款に記載された出資1口の金額を変更した総会の議事録
- b 債権者に対する公告及び各別の催告をしたことを証する書面（公告を官報のほか定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは、これらの方法による公告をしたことを証する書面）
- c 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は出資1口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(2) 定款の変更

定款は、総会の特別決議により変更することができる（法第65条1号）。

変更される事項が登記事項である場合には、変更があった日から2週間以内に、定款の変更に係る総会の議事録を添付し、登記しなければならない（組登令第3条第1項、同条第2項、第17条）。

第3 労働者協同組合連合会

1 設立

(1) 設立の主な手続

ア 定款の作成等

労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）を設立するには、その会員（連合会の会員たる資格を有する者は、定款で定める組合又は連合会）になろうとする2以上の組合又は連合会が発起人となり、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならないとされた（法第108条、第109条第1項）。

イ 定款の記載又は記録事項

定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならないとされた（法第111条第1項）。

(ア) 事業

(イ) 名称

(ウ) 事務所の所在地

(エ) 会員たる資格に関する規定

(オ) 会員の加入及び脱退に関する規定

(カ) 出資1口の金額及びその払込みの方法（全員に出資をさせない連合会（以下「非出資連合会」という。）の場合は不要）

(キ) 経費の分担に関する規定

(ク) 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定（非出資連合会では不要）

(ケ) 準備金の額及びその積立ての方法（非出資連合会では不要）

(コ) 役員の数及びその選挙又は選任に関する規定

(サ) 事業年度

(シ) 公告方法（連合会が公告をする方法をいう。）

また、上記(ア)から(シ)までに掲げる事項のほか、連合会は、連合会の存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の名称、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、連合会の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の名称を記載し、又は記録しなければならないとされた（法第111条第2項において準用する法第29条第2項）。

さらに、上記(ア)から(シ)までに掲げる事項及び法第111条第2項において準用する法第29条第2項の事項のほか、連合会の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる（法第111条第2項において準用する法第29条第7項）。

ウ 名称

連合会は、その名称中に労働者協同組合連合会という文字を用いなければならないが、また、連合会でない者は、その名称中に労働者協同組

合連合会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされた（法第97条）。

エ 同一の所在場所における同一の名称の登記の禁止

連合会の登記は、その名称が他の連合会の既に登記した名称と同一であり、かつ、その主たる事務所の所在場所が当該他の連合会に係る主たる事務所の所在場所と同一であるときは、することができない（組登令第25条において準用する商登法第27条）。

オ 公告方法

連合会は、上記イの(シ)の公告方法として、①当該連合会の事務所の店頭に掲示する方法のほか、②官報に掲載する方法、③時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は④電子公告による方法のいずれかの方法を定款に定めることができるとされた（法第111条第2項において準用する法第29条第3項）。

なお、④の方法により公告する場合の公告期間は法第111条第2項において準用する法第29条第5項に定めるところによる。

カ 創立総会の開催、理事への事務引継、出資の第1回の払込み、設立の登記

組合の場合と同様であるが、労働者協同組合連合会における行政庁は、法第123条において準用する法第90条第1項の場合を除き、厚生労働大臣とされた（法第132条）。

(2) 設立の登記の手續

連合会の設立の登記の手續の取扱いは、組合の設立の登記の手續と同様である（上記第2の1の(2)参照）。

2 連合会の機関

(1) 総論

連合会には、総会のほか、5人以上の理事及び2人以上の監事を置かなければならないとされた（法第114条第2項）。

また、連合会には、理事会を置かなければならないとされ（法第116条第1項）、理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならないとされた（法第117条）。

なお、登記すべき事項は、組合と同じく、代表理事の氏名、住所及び資格であり（組登令第2条第2項第4号）、それ以外の機関に関して登

記すべき事項はない。

(2) 総会

ア 総会の権限

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならないとされた（法第119条第3項）。

(ア) 定款の変更

(イ) 規約の設定、変更又は廃止（ただし、法第119条第5項において準用する法第63条第2項に規定する軽微な事項等の変更を除く。）

(ウ) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

(エ) 経費の賦課及び徴収の方法

(オ) 連合会への加入又は連合会からの脱退

(カ) その他定款で定める事項

イ 議決権

会員は、各1個の議決権を有するが、会員たる組合の組合員数に基づいて、定款で別段の定めをすることもできるとされた（法第103条第1項）。

ウ 決議要件

(ア) 普通決議

総会の決議は、法又は定款若しくは規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数をもって行うとされた（法第119条第5項において準用する法第64条第1項）。

(イ) 特別決議

次に掲げる事項は、議決権の総数の半数以上に当たる議決権を有する会員が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要とされた（法第119条第4項）。

a 定款の変更

b 連合会の解散又は合併

c 会員の除名

d 法第118条第1項において準用する法第45条第5項の規定による責任の免除

エ 議事録

総会の議事については、以下の事項を内容とする議事録を作成しなければならないとされた（法第119条第5項において準用する法第69条第1項、施行規則第69条第3項）。

(ア) 総会が開催された日時及び場所（当該総会の場所を定めた場合に限る、当該場所に存しない役員又は会員が当該総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該総会の場所を定めなかった場合に限る。）

(イ) 総会の議事の経過の要領及びその結果

(ウ) 監事の選任若しくは解任又は辞任などに関する意見又は発言の内容の概要

(エ) 総会に出席した役員の氏名

(オ) 総会の議長の氏名

(カ) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3) 役員

ア 総論

(ア) 役員の種類

役員は、理事及び監事とされた（法第114条第1項）。

(イ) 役員の不格事由、役員の選任、役員解任、役員に欠員が生じた場合等の措置

組合の場合と同様とされた（法第118条第1項において準用する法第35条、第32条第3項、同条第12項、同条第6項、第37条第1項、同条第2項）。

イ 理事に関する規律

(ア) 理事の業務等

理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、連合会のため忠実にその職務を行わなければならないとされた（法第115条第1項）。また、理事は会員でなければならないとされ、いわゆる外部理事は認められない（法第118条第1項において読み替えて準用する法第32条第4項）。

(イ) 理事の任期

理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とされた（法第118条第1項において準用する法第36条第1項）。

ウ 監事に関する規律

(ア) 監事の業務等

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならないとされた（法第115条第2項）。

(イ) 監事の任期

監事の任期は、4年以内において定款で定める期間とされた（法第118条第1項において準用する法第36条第2項）。

(4) 理事会

ア 理事会の権限

連合会では、全ての理事で組織される理事会が必置機関であり（法第116条第1項、同条第2項）、連合会の業務執行については、理事会で決定されるとされた（法第116条第3項）。また、理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならないとされた（法第117条）。

イ 決議要件、議事録、理事会の決議の省略

組合の場合と同様とされた（法第118条第1項において準用する法第40条第1項、第41条第1項、第40条第4項等。上記第2の2の(4)のイからエまで参照）。

(5) 代表理事

ア 代表理事の業務等

代表理事は、連合会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するとされ、この権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとされた（法第118条第1項において準用する法第42条第2項、同条第3項）。

イ 代表理事の選定

代表理事は、理事会により、理事の中から選定しなければならないとされた（法第117条）。

ウ 代表理事に欠員が生じた場合の措置

組合の場合と同様とされた（法第118条第1項において準用する法第42条第5項、第37条、上記第2の2の(5)のイ参照）。

(6) 代表理事に関する登記の手続

連合会の代表理事に関する登記の手続の取扱いは、組合の代表理事に

関する登記の手續と同様である（上記第2の2の(6)参照）。

3 解散及び清算

(1) 解散の事由

連合会は、次の事由によって解散するとされた（法第122条）。

ア 総会の決議

イ 連合会の合併（合併により当該連合会が消滅する場合に限る。）

ウ 連合会についての破産手續開始の決定

エ 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

オ 行政庁による解散の命令

カ 会員がいなくなったこと

キ 会員が1となり、そのなった日から引き続き6月間その会員が2以上とならなかった場合

(2) 清算の主な手續

ア 清算連合会の機関

清算をする連合会（以下「清算連合会」という。）は、総会、5人以上の清算人、2人以上の監事のほか、清算人会を置かなければならないとされた（法第114条、法第123条において準用する法第93条、法第123条において準用する法第94条第2項において準用する法第39条）。

イ 清算人及び代表清算人、監事、清算人会

清算組合の場合と同様とされた（法第123条において準用する法第94条、上記第2の3の(2)のイからエまで参照）。

(3) 申請による解散及び代表清算人の就任による変更の登記の手續

清算連合会の解散及び代表清算人の就任による変更の登記の手續の取扱いは、総会の決議要件を除き、清算組合の解散及び代表清算人の就任による変更の登記の手續と同様である（上記第2の3の(3)参照）。

(4) 休眠連合会のみなし解散

休眠組合の場合と同様とされた（法第123条において準用する法第81条、上記第2の3の(4)参照）。

(5) 連合会の継続

総会の決議要件を除き、組合の場合と同様とされた（法第123条において準用する法第82条、上記第2の3の(5)、(6)参照）。

4 合併

総会の決議要件を除き、組合の場合と同様とされた（法第123条において準用する法第83条から第92条まで、上記第2の4参照）。

5 その他

(1) 出資1口の金額の減少

総会の決議要件を除き、組合の場合と同様とされた（法第120条において準用する法第72条から第74条まで、上記第2の5の(1)参照）。

(2) 定款の変更

総会の決議要件を除き、組合の場合と同様とされた（法第119条第4項第1号、組登令第3条第1項、同条第2項、第17条、上記第2の5の(2)参照）。

第4 特定労働者協同組合

1 認定の手續

組合は、行政庁に対し、次の(1)から(4)までの基準に適合する組合であることの認定（以下この認定を受けた組合を「特定労働者協同組合」という。）の申請をすることができ、行政庁は、法第94条の6に規定する意見聴取を経て、組合がこの基準に適合すると認めるときは、この認定をするものとされた（法第94条の2、第94条の3、第94条の5）。

(1) 組合の定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること。

(2) 組合の定款に、解散時に組合員に対しその出資額を限度として分配した後の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがあること。

(3) 上記(1)及び(2)の定款の定めに対する行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。

(4) 各理事の親族等の関係者が理事の総数のうちに占める割合が3分の1以下であること。

2 名称

特定労働者協同組合でない者は、その名称中に、特定労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされた（法第94条の7）。

3 変更の認定

特定労働者協同組合は、主たる事務所の所在場所の変更をしようとするときは、変更前及び変更後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内でない限り、行政庁の認定を受けなければならないとされた（法第94条の9第1項、施行規則第81条の5）が、当該変更に係る変更の登記の申請書には、当該変更について行政庁の認定を受けたことを証する書面の添付は要しない。

第5 企業組合又は特定非営利活動法人から組合への組織変更

1 総論

法の施行の際現に存する企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に掲げる企業組合をいう。以下同じ。）又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）は、施行日から起算して3年以内に、その組織を変更し、組合になることができるとされた（法附則第4条）。

2 企業組合から組合への組織変更

(1) 組織変更の主な手続

ア 組織変更計画の作成

企業組合が組合への組織変更をする場合には、次に掲げる事項を定めた組織変更計画を作成しなければならないとされた（法附則第5条第1項、同条第4項）。

- (ア) 組織変更後の組合（以下「組織変更後組合」という。）の事業、名称及び事務所の所在地
- (イ) 上記(ア)に掲げるもののほか、組織変更後組合の定款で定める事項
- (ウ) 組織変更後組合の理事の氏名
- (エ) 組織変更後組合の監事の氏名（組織変更後組合が監査会設置組合である場合にあっては、その旨）
- (オ) 組織変更をする企業組合の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後組合の出資の口数又はその口数の算定方法
- (カ) 組織変更をする企業組合の組合員に対する上記(オ)の出資の割当

てに関する事項

(キ) 効力発生日

イ 組織変更計画の承認

組織変更計画については、企業組合の組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決により、その承認を受けなければならないとされた（法附則第5条第2項）。

また、組織変更に係る企業組合の総会の招集は、会議の目的である事項、組織変更計画の要領及び組織変更後組合の定款を示して、総会の2週間前までに行わなければならないとされた（法附則第5条第3項において読み替えて適用する中小企業等協同組合法第49条第1項）。

ウ 債権者保護手続

組織変更をする企業組合は、組織変更をする旨、債権者が一定の期間内（1か月を下ることができない。）に異議を述べることができる旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならないとされた（法附則第6条第3項）。ただし、当該企業組合がこの公告を官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告は不要とされた（同条第4項）。

エ 反対組合員の持分払戻請求

組織変更をする企業組合の組合員で、組織変更に係る総会に先立って当該企業組合に対し書面をもって組織変更反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から20日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該企業組合を脱退することができる（法附則第7条第1項）。

オ 組織変更の効力発生

組織変更をする企業組合は、効力発生日に組合になり（法附則第11条第1項）、組織変更をする企業組合の組合員は、効力発生日に、法附則第5条第4項第6号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後組合の組合員となるものとされた（同条第2項）。

(2) 組織変更の登記の手続

ア 登記期間等

企業組合が組織変更したときは、効力発生日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更前の企業組合については解散の登記をし、組織変更後組合については設立の登記をしなければならないとされた（施行令附則第3条第1項）。

また、これらの登記の申請は同時にしなければならないとされた（施行令附則第3条第2項において準用する商登法第78条第1項）。

イ 組織変更後組合の設立の登記

(ア) 登記すべき事項

上記第2の1の(2)のイの(ア)から(ケ)までに掲げる事項のほか、組合成立の年月日、組織変更前の企業組合の名称並びに組織変更をした旨及びその年月日（施行令附則第3条第2項において準用する商登法第76条）

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）のほか、次の書面を添付しなければならないとされた（施行令附則第3条第3項）。

- a 組織変更計画書
- b 組織変更後組合の定款
- c 代表権を有する者の資格を証する書面

例えば、組織変更計画において、定款に定める事項として代表理事の氏名を記載した場合は、上記a及びbの書面のほか、総会の議事録並びに代表理事が理事及び代表理事の就任を承諾したことを証する書面の添付が必要となる。

また、組織変更の効力発生日以降に開催する理事会で代表理事を選定する場合は、総会の議事録、当該理事会の議事録並びに代表理事が理事及び代表理事の就任を承諾したことを証する書面の添付が必要となる。

- d 債権者に対する公告及び各別の催告をしたことを証する書面（公告を官報のほか定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは、これらの方法による公告をしたことを証する書面）

- e 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

ウ 組織変更前の企業組合の解散の登記

(ア) 登記すべき事項

解散の旨並びにその事由及び年月日（組登令第25条において準用する商登法第71条第1項）

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）を含め、一切の添付書面を要しない（施行令附則第3条第2項において準用する商登法第78条第2項）。

エ 印鑑届書の提出

組織変更後組合の設立の登記及び組織変更前の企業組合の解散の登記申請を書面申請で行う場合又は委任状が書面であるときは、登記の申請書に押印すべき者である代表理事は、登記申請と共に、印鑑届書及び市区町村長作成の印鑑証明書を提出する方法により、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

3 特定非営利活動法人から組合への組織変更

(1) 組織変更の主な手続

ア 組織変更計画の作成

特定非営利活動法人が組合への組織変更をする場合には、次に掲げる事項を定めた組織変更計画を作成しなければならないとされた（法附則第16条第1項、同条第4項において準用する法附則第5条第4項（第5号及び第6号を除く。））。

(ア) 組織変更後組合の事業、名称及び事務所の所在地

(イ) 上記(ア)に掲げるもののほか、組織変更後組合の定款で定める事項

(ウ) 組織変更後組合の理事の氏名

(エ) 組織変更後組合の監事の氏名（組織変更後組合が監査会設置組合である場合にあっては、その旨）

(オ) 効力発生日

イ 組織変更計画の承認等

組織変更計画については、特定非営利活動法人の総社員の4分の3以上の賛成による議決（定款に別段の定めがあるときは、これによる）により、その承認を受けなければならないとされた（法附則第16条第2項）。

また、組織変更に係る特定非営利活動法人の総会の招集の通知は、会議の目的である事項、組織変更計画の要領及び組織変更後組合の定款を示して、総会の2週間前までに行わなければならないとされた（法附則第16条第3項において読み替えて適用する特定非営利活動促進法第14条の4）。

さらに、組織変更後組合の定款には、組織変更時財産額及び特定残余財産の処分に関する事項も定めなければならないとされ、特定残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、当該帰属先は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げられる者のうちから選定されるようにしなければならないとされた（法附則第18条）。

ウ 債権者保護手続

組織変更をする特定非営利活動法人は、組織変更をする旨、債権者が一定の期間内（1か月を下ることができない。）に異議を述べることができる旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならないとされた（法附則第19条において準用する法附則第6条第3項）。ただし、当該特定非営利活動法人がこの公告を官報ほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告は不要とされた（法附則第19条において読み替えて準用する法附則第6条第4項）。

エ 出資の第1回の払込み

組合の理事は、組織変更計画が承認されたときは、遅滞なく、出資の第1回の払込み（出資1口につき、その金額の4分の1を下ることはできない。）をさせなければならないとされた（法附則第17条第1項、法附則第17条第2項において準用する法第25条第2項）。

なお、金銭出資だけでなく現物出資も可能であるが、現物出資者は、第1回の払込みの期日に、現物出資の目的である財産の全部を給付しなければならないとされた（法附則第17条第2項において準用する

法第25条第3項)。

オ 組織変更の効力発生

組織変更をする特定非営利活動法人は、効力発生日に組合となり(法附則第19条において準用する法附則第11条第1項)、組織変更をする特定非営利活動法人の社員は、効力発生日に、組織変更後組合の組合員となるものとされた(法附則第19条において読み替えて準用する法附則第11条第2項)。

(2) 組織変更の登記の手続

ア 登記期間等

特定非営利活動法人が組織変更したときは、効力発生日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更前の特定非営利活動法人については解散の登記をし、組織変更後組合については設立の登記をしなければならないとされた(施行令附則第4条において準用する施行令附則第3条第1項)。

また、これらの登記の申請は同時にしなければならないとされた(施行令附則第4条において準用する施行令附則第3条第2項において準用する商登法第78条第1項)。

イ 組織変更後組合の設立の登記

(ア) 登記すべき事項

上記第2の1(2)イの(ア)から(ケ)までに掲げる事項のほか、組合成立の年月日、組織変更前の特定非営利活動法人の名称並びに組織変更をした旨及びその年月日(施行令附則第4条において準用する施行令附則第3条第2項において準用する商登法第76条)

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面(組登令第25条において準用する商登法第18条)のほか、次の書面を添付しなければならないとされた(施行令附則第4条において読み替えて準用する施行令附則第3条第3項)。

a 組織変更計画書

b 組織変更後組合の定款

c 代表権を有する者の資格を証する書面

例えば、組織変更計画において、定款に定める事項として代表

理事の氏名を記載した場合は、上記 a 及び b の書面のほか、総会の議事録並びに代表理事が理事及び代表理事の就任を承諾したことを証する書面の添付が必要となる。

また、組織変更の効力発生日以降に開催する理事会で代表理事を選定する場合は、総会の議事録、当該理事会の議事録並びに代表理事が理事及び代表理事の就任を承諾したことを証する書面の添付が必要となる。

d 債権者に対する公告及び各別の催告をしたことを証する書面（公告を官報のほか定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは、これらの方法による公告をしたことを証する書面）

e 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

ウ 組織変更前の特定非営利活動法人の解散の登記

(ア) 登記すべき事項

解散の旨並びにその事由及び年月日（組登令第 25 条において準用する商登法第 71 条第 1 項）

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第 25 条において準用する商登法第 18 条）を含め、一切の添付書面を要しない（施行令附則第 4 条において準用する施行令附則第 3 条第 2 項において準用する商登法第 78 条第 2 項）。

エ 印鑑届書の提出

組織変更後組合の設立の登記及び組織変更前の特定非営利活動法人の解散の登記申請を書面申請で行う場合又は委任状が書面であるときは、登記の申請書に押印すべき者である代表理事は、登記申請と共に、印鑑届書及び市区町村長作成の印鑑証明書を提出する方法により、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

第1節 設立に関する登記

会社法人等番号	0100-05-312191
名称	何労働者協同組合
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	令和何年何月何日
目的等	事業 何何
役員に関する事項	何県何市何町何番地 代表理事 何 某
	何県何市何町何番地 代表理事 何 某
	何県何市何町何番地 代表理事 何 某
従たる事務所	1 何県何市何町何番地
	2 何県何市何町何番地
公告の方法	電子公告の方法により行う。 http://www.aaa.jp/koukouku/index.html 1 当組合の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。
出資1口の金額	金何円
出資の総口数	何口
払込済出資総額	金何万円
出資払込の方法	出資は全額を一時に払い込むものとする。
存続期間	令和何年何月何日まで
解散の事由	組合員が何名以下になった場合には、解散する。

登記記録に関する事項	設立	令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
------------	----	---------------

第2節 名称、事業の変更の登記

第1款 名称の変更の登記

名称	<u>何労働者協同組合</u>	
	労働者協同組合何何	令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 ----- 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第2款 事業の変更の登記

目的等	<u>事業</u> 1. <u>高齢者等への訪問介護事業</u> 2. <u>高齢者等への介護に関する相談事業</u> 3. <u>高齢者福祉に関する施設の設置及び運営</u> 4. <u>まちづくりに関する調査研究及び提言活動</u> 5. <u>介護用品の販売</u> 6. <u>手芸品の制作・販売</u> 7. <u>子育てに関する相談事業</u> 8. <u>子育てに関する施設の設置及び運営</u>
	<u>事業</u> 1. 高齢者等への訪問介護事業 2. 高齢者等への介護に関する相談事業 3. 高齢者福祉に関する施設の設置及び運営 4. まちづくりに関する調査研究及び提言活動 5. 介護用品の販売 6. 手芸品の制作・販売 7. 子育てに関する相談事業 8. 子育てに関する施設の設置及び運営 9. 前各号の事業に附帯する事業 令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第3節 出資1口の金額、出資払込みの方法、出資の総口数、払い込んだ出資の総額、公告の方法、存続期間又は解散の事由の変更等の登記

第1款 出資1口の変更の登記

(1) 出資1口を増加した場合

出資1口の変更	<u>金何円</u>
	金何円

(2) 出資1口の金額を減少した場合

① 出資1口の本額のみ減少した場合

出資1口の本額	<u>金何円</u>
	金何円 令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

② 出資1口の本額の減少と同時に払い込んだ出資の本額も変更した場合

出資1口の本額	<u>金何円</u>
	金何円 令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
払込済出資総額	<u>金何万円</u>
	金何万円 令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第2款 出資払込みの方法の変更の登記

出資払込みの方法	<u>出資第1回の払込みは金何円とする。</u> <u>第2回以後の払込みは、払込済出資金額に対して配当すべき剰余金のうちから払込みに充てるほか、払込期日の少なくとも2週間前までに払込みの本額、期日及びその方法を記載した書面を各組合員に発してするものとする。</u>
	出資は全額を一時に払い込むものとする。 令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第3款 出資の本口数及び払い込んだ出資の本額の変更の登記

出資の本口数	<u>何口</u>
	何口 令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
払込済出資総額	<u>金何万円</u>
	金何万円 令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第4款 公告の方法の変更の登記

公告の方法	<u>組合の主たる事務所の掲示場に掲示してする。</u>
	組合の主たる事務所の掲示場に掲示し、かつ、何市において発行する何新聞に掲載してする。 令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第5款 存続期間に関する登記

(1) 存続期間を変更した場合

存続期間	<u>組合成立の日から満何年</u>
	組合成立の日から満何年 令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

(2) 存続期間を廃止した場合

存続期間	<u>令和何年何月何日まで</u>
	令和〇〇年〇〇月〇〇日廃止 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

(3) 存続期間を新設した場合

存続期間	<u>令和何年何月何日まで</u>
	令和〇〇年〇〇月〇〇日設定 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第6款 解散の事由に関する登記

(1) 解散の事由を変更した場合

解散の事由	<u>何何</u>
	組合員が何名以下となったときは解散する。 令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

(2) 解散の事由を廃止した場合

解散の事由	<u>何何</u>
	令和〇〇年〇〇月〇〇日廃止 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

(3) 解散の事由を新設した場合

解散の事由	組合員が何名以下となったときは解散する。 令和〇〇年〇〇月〇〇日設定 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
-------	--

第4節 主たる事務所移転の登記

第1款 同一の登記所の管轄区域内で移転した場合

主たる事務所	<u>何県何市何町何番地</u>	
	何県何市何町何番地	令和〇〇年〇〇月〇〇日移転 ----- 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第2款 他の登記所の管轄区域内に移転した場合

(1) 旧所在地である場合

主たる事務所	<u>何県何市何町何番地</u>
--------	------------------

登記記録に関する事項	令和何年何月何日何県何市何町何番地に主たる事務所移転 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記 令和〇〇年〇〇月〇〇日閉鎖
------------	--

(2) 新所在地である場合

会社法人等番号	0100-05-312191
名称	何労働者協同組合
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	令和何年何月何日
目的等	事業

	1. 高齢者等への訪問介護事業 2. 高齢者等への介護に関する相談事業 3. 高齢者福祉に関する施設の設置及び運営 4. まちづくりに関する調査研究及び提言活動 5. 介護用品の販売 6. 手芸品の制作・販売 7. 子育てに関する相談事業 8. 子育てに関する施設の設置及び運営 9. 前各号の事業に附帯する事業	
役員に関する事項	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任 ----- -----
	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任 ----- -----
公告の方法	この組合の掲示場に掲示し、かつ、何市において発行する何新聞に掲載してする。	
出資1口の金額	金何円	
出資の総口数	何口	
払込済出資総額	金何万円	
出資払込の方法	出資は全額を一時に払い込むものとする。	
存続期間	令和何年何月何日まで	
解散の事由	組合員が何名以下になった場合には、解散する。	
登記記録に関する事項	令和何年何月何日何県何市何町何番地から主たる事務所移転 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記	

第5節 従たる事務所の設置、移転及び廃止の登記

第1款 従たる事務所設置の登記

従たる事務所	2 何県何市何町何番地	令和〇〇年〇〇月〇〇日設置 ----- -----
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第2款 従たる事務所移転の登記

従たる事務所	2 <u>何県何市何町何番地</u>	令和〇〇年〇〇月〇〇日設置
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番地	令和〇〇年〇〇月〇〇日移転
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第3款 従たる事務所廃止の登記

従たる事務所	2 <u>何県何市何町何番地</u>	令和〇〇年〇〇月〇〇日設置
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番地	令和〇〇年〇〇月〇〇日廃止
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第6節 土地の番号の変更による主たる事務所又は従たる事務所の変更の登記

第1款 主たる事務所変更の場合

主たる事務所	<u>何県何市何町何番地</u>	
	何県何市何町何番地	令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第2款 従たる事務所変更の場合

従たる事務所	2 <u>何県何市何町何番地</u>	令和〇〇年〇〇月〇〇日設置
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番地	令和〇〇年〇〇月〇〇日変更
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第7節 代表権を有する者に関する変更の登記

第1款 代表理事の変更の登記

(1) 代表理事の全員が重任した場合

役員に関する事項	<u>何県何市何町何番地</u>	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任
----------	------------------	---------------

	代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日重任 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日重任 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

(2) 代表理事のうち一部が辞任し、後任者が就任した場合

役員に関する事項	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日重任 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
		令和〇〇年〇〇月〇〇日辞任 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第2款 住居表示の実施又は住所移転による代表理事の住所変更の登記

(1) 住居表示の実施の場合

役員に関する事項	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番何号 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日住居 表示実施
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

(2) 住所移転の場合

役員に関する事項	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任
----------	-----------------------	---------------

		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日住所 移転
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第3款 代表理事の氏名変更の登記

役員に関する事項	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任 ----- 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番地 代表理事 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日何某 の氏（又は名）変更 ----- 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第8節 合併の登記

第1款 吸収合併による変更の登記（存続組合）

出資の総口数	何口	
	何口	令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
払込済出資総額	金何円	
	金何円	令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
吸収合併	令和何年何月何日何県何市何町何番地何労働者協同組合を合併 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記	

第2款 吸収合併又は新設合併による解散の登記（消滅組合）

(1) 吸収合併の場合

登記記録に関する事項	令和何年何月何日何県何市何町何番地何労働者協同組合に合併し解散 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記 令和〇〇年〇〇月〇〇日閉鎖
------------	---

(2) 新設合併の場合

登記記録に関する事項	令和何年何月何日何県何市何町何番地何労働者協同組合と合併して何県何市何町何番地何労働者協同組合を設立し解散
------------	---

第3款 新設合併による設立の登記

会社法人等番号	0100-05-312191
名称	何労働者協同組合
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	令和何年何月何日
目的等	<p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者等への訪問介護事業 2. 高齢者等への介護に関する相談事業 3. 高齢者福祉に関する施設の設置及び運営 4. まちづくりに関する調査研究及び提言活動 5. 介護用品の販売 6. 手芸品の制作・販売 7. 子育てに関する相談事業 8. 子育てに関する施設の設置及び運営 9. 前各号の事業に附帯する事業
役員に関する事項	何県何市何町何番地 代表理事 何 某
	何県何市何町何番地 代表理事 何 某
公告の方法	この組合の掲示場に掲示し、かつ、何市において発行する何新聞に掲載してする。
出資1口の金額	金何円
出資の総口数	何口
払込済出資総額	金何万円
出資払込の方法	出資は全額を一時に払い込むものとする。
登記記録に関する事項	<p>何県何市何町何番地何労働者協同組合と何県何市何町何番地何労働者協同組合の合併により設立</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日登記</p>

第9節 組織変更の登記

第1款 企業組合（特定非営利活動法人）の組織変更による労働者協同組合の設立の登記

会社法人等番号	0100-05-312191
名称	何労働者協同組合
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	令和何年何月何日
目的等	<p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者等への訪問介護事業 2. 高齢者等への介護に関する相談事業 3. 高齢者福祉に関する施設の設置及び運営 4. まちづくりに関する調査研究及び提言活動 5. 介護用品の販売 6. 手芸品の制作・販売 7. 子育てに関する相談事業 8. 子育てに関する施設の設置及び運営 9. 前各号の事業に附帯する事業
役員に関する事項	何県何市何町何番地 代表理事 何 某
	何県何市何町何番地 代表理事 何 某
公告の方法	この組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、何市において発行する何新聞に掲載してする。
出資1口の金額	金何円
出資の総口数	何口
払込済出資総額	金何万円
出資払込の方法	出資は全額を一時に払い込むものとする。
存続期間	令和何年何月何日まで
登記記録に関する事項	令和何年何月何日何企業組合（特定非営利活動法人）を組織変更し設立 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

第2款 企業組合（特定非営利活動法人）の組織変更による解散の登記

登記記録に関する事項	令和何年何月何日何県何市何町何番地何労働者協同組合に組織変更し解散 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記 令和〇〇年〇〇月〇〇日閉鎖
------------	---

第10節 解散及び清算人の登記

第1款 解散の登記

(1) 総会の決議により解散した場合

解散	令和何年何月何日総会の決議により解散 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
----	-------------------------------------

(2) 存続期間の満了により解散した場合

解散	令和何年何月何日存続期間の満了により解散 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
----	---------------------------------------

(3) 定款に定めた解散事由の発生により解散した場合

解散	令和何年何月何日定款所定の解散事由の発生により解散 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
----	--

(4) 所管行政庁の命令により解散した場合

解散	令和何年何月何日何県知事（厚生労働大臣）の命令により解散 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
----	---

(5) みなし解散の登記

解散	令和何年何月何日労働者協同組合法第81条第1項の規定により解散 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
----	--

第2款 代表清算人の登記

(1) 解散と同時に代表清算人が就任した場合

役員に関する事項	何県何市何町何番地	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任
	代表清算人 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

(2) 代表清算人が辞任した場合

役員に関する事項	<u>何県何市何町何番地</u> 代表清算人 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
		令和〇〇年〇〇月〇〇日辞任
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

〔注〕 死亡した場合には、原因項目を「死亡」とする。

(3) 代表清算人を解任した場合

役員に関する事項	<u>何県何市何町何番地</u> 代表清算人 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
		令和〇〇年〇〇月〇〇日解任
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

(4) 清算手続中に代表清算人が就任した場合

役員に関する事項	何県何市何町何番地 代表清算人 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

(5) 代表清算人の氏名変更の場合

役員に関する事項	<u>何県何市何町何番地</u> 代表清算人 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番地 代表清算人 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日何某 の氏（又は名）変更
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記

(6) 代表清算人の住所移転の場合

役員に関する事項	<u>何県何市何町何番地</u> 代表清算人 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日就任
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
	何県何市何町何番地 代表清算人 何 某	令和〇〇年〇〇月〇〇日住所 移転

	令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
--	---------------

第11節 継続の登記

法人継続	令和何年何月何日法人継続	令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
------	--------------	---------------

第12節 清算終了の登記

登記記録に関する事項	令和何年何月何日清算終了	令和〇〇年〇〇月〇〇日登記 令和〇〇年〇〇月〇〇日閉鎖
------------	--------------	--------------------------------